

半田市議会政務活動費管理委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市議会政務活動費の交付に関する規則（平成28年半田市議会規則第〇号）第5条の規定に基づき、半田市議会政務活動費管理委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 委員会は、3名以上の会派から1名ずつ選出された議員をもって構成する。ただし、その他の会派からも議長の推薦及び委員全員の賛成を以て、1名ずつ選出できるものとする

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長の属する会派からは、別に委員1名を選出する。

(任 期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- 2 現に在任中の委員があるときに新たに選出された委員の任期は、当該在任中の委員の任期の残任期間に相当する期間とする。
- 3 選出された委員が補欠委員である場合にあっては、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(会 議)

第4条 会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 3 委員会は、委員数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、会議の結果を速やかに議長へ報告しなければならない。

(出席要求)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

- 2 前項の場合において、議員以外の者に出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。

(傍聴の取扱い)

第6条 委員会は、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

(記 録)

第7条 委員長は、事務局職員に議事の概要及び必要な事項を記載した記録を作成させ、保管する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。